

小瀬高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校では、いじめの問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条と「茨城県いじめの根絶を目指す条例」（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、また「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「茨城県立小瀬高等学校いじめ防止基本方針（以下「小瀬高校の基本方針」という。）を策定いたしました。

本校は、県内唯一の連携型中高一貫教育校として、地域に根ざした教育活動と、「自律・清純・研学・勤労・敬和」を校訓として活動しています。そのもとで、「希望をもち、心身共に健康な人」「人とのつながり、社会の一員として自律した人」「地域の中で歩み、地域に貢献できる人」を育成することが、本校の使命であり役割であると考えています。そのため、いじめ防止には、強い決意のもとに対処していかなければならないと考えています。

今後、この「小瀬高校の基本方針」に基づき、学校、地域住民、家庭、その他関係者と協力して、いじめの防止等に真剣に取り組んでまいりますので、本校に関係する皆様にご理解とご協力をお願いする次第です。

令和8年3月

茨城県立小瀬高等学校長 菌部 卓也

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、以下のことについて生徒が十分に理解できるようにするために、いじめの防止等のための対策を講じる。

ア 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置しないこと。

イ いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということ。

(2) いじめの禁止

法第4条と条例4条に規定する「いじめを行ってはならない。」の遵守の徹底を図る。

(3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関して、以下の5つを全職員が認識して取り組む。

ア いじめはどの生徒にも起こりうる、また、いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を観察し把握する。

イ 生徒と教職員がいじめとは何かについて常に意識する。

ウ いじめの未然防止のため、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見にはささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

オ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で対応する。

(4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の目標とする。

ア 未然防止への取組の徹底

イ 早期発見への取組の徹底

ウ 早期解消への取組の徹底

エ 関係機関との連携の徹底

オ 教職員研修の充実の徹底

2 「いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(1) 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒支援部長、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者。

(2) 校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者等を臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は会議を総理し、会議を代表する。

(4) 会議は次に挙げる事務を所掌する。

ア いじめの未然防止や早期発見に関すること。

イ いじめ問題の確認とその対応に関すること。

ウ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

エ いじめの相談窓口として相談を受けること。

(5) 会議は校長が招集する。

(6) 会議は次の区分で招集する。

定例会を月1回とする。いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。

(7) その他、会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめの防止等に関する措置

文部科学省より令和6年8月30日付『いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について（通知）』にある「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を活用しながら、次の項目への対応を図る。

(1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめ防止に資することから、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

ア 授業、ホームルーム活動

生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度や能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(ア) 授業では、言語活動を定期的かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」等、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

(イ) ホームルームでは、話し合い活動や体験活動等を生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深める。また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめが起きないホームルーム環境をつくり出す。

(ウ) 多様性や障害への理解を深めるため、互いの違いを認め合うことができるホームルーム経営を行うことによって、生徒が安心して話し合える居場所を目指す。

イ 学校行事、部活動等

いじめに向かわない生徒を育成するため、学校行事や部活動等の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格や多様性を尊重できる態度を養う。

(ア) 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、異年齢の児童生徒と関わる経験等を積むことにより、自己有用感を高める。

(イ) 学校行事等を生徒が自ら考え取り組めるように工夫し、公平公正の判断や、自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすること等を通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

(ウ) 部活動では、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験すること等を通して、忍耐力や達成感を養い、いじめに向かわない人格づくりをする。

ウ 教育相談と個別面談

日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う個別面談の際、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。必要に応じて、スクールカウンセラー等外部機関を活用し、教育相談体制を整える。

(ア) 教職員と生徒が話せる関係を構築する。

(イ) 定期的に行う個別面談の際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

(ウ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば生徒の訴えを傾聴する。

(エ) 教職員間で密に情報を共有し、複数の教職員で観察や支援等を行う。

(オ) 必要に応じて、個別に話を聴く時間を設ける。

エ 教育活動全体を通して

いじめはどの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等をする。また、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（以下（ア）～（オ）等）を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候やいじめではないかと疑われる場合、当該生徒へ声かけや相談等的確に状況の把握をする。

（ア）遅刻や早退が多い。また、休みがちである。

（イ）朝のショートホームルーム等でいつもより元気がない。

（ウ）授業中の言語活動等で他の生徒とあまり話さない。

（エ）休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

（オ）親しかった友達との付き合いがなくなり、スマートフォン等に没頭する。

オ 生徒の主体的な活動

いじめの被害を受けている生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、ピア・サポート等を活かし互いに認め合い支え合う主体的な活動を支援する。

カ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは、発見しにくいいため生徒から定期的に情報収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、情報モラル教育を推進する。

（2）早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通して生徒の観察等をする。また、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であってもいじめが疑われる場合は、生徒へ声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を年に5回行い、早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、自分や身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指示する。

イ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を必要に応じて家庭に連絡する等、日頃から保護者との連携を密にし、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた際は、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。また、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。

ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、複数の相談窓口（生徒支援部、教育相談、本校ホームページ内QRコード等）を生徒や保護者へ周知する。

（3）早期解消

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、いじめ防止対策会議の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

ア 被害者の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全教職

員が協力して被害者の心のケアに努める。

また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

イ 実態の把握

被害者、加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を県教育委員会に報告する。

ウ 加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で対応する。また、しっかりと寄り添い社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめを繰り返さないよう支援する。

さらには、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行う。削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。

インターネット上に生徒を中傷する書き込みがされた場合、掲示板等のURLを控え、書き込みのある箇所をプリントアウトする等して内容を保全し、それを基に書き込みの削除依頼を掲示板等の管理者宛に行う。管理者が削除依頼に応じない場合、掲示板サービスの提供会社であるプロバイダに削除依頼を行う。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて県教育委員会等の協力を求める。

オ 重大事態の調査と報告

いじめを背景とした重大事態について、生徒がいじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、次の対処を行う。

(ア) 発生報告

重大事態が発生した旨を県教育委員会に報告する。

(イ) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

(ウ) 被害者保護

いじめの被害を受けた生徒の生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

(エ) 加害者対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。

(オ) 調査結果報告

調査結果については、県教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的かつ適切な方法で提供する。

(カ) 知事への報告

調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。

(キ) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や適切な学習に関しての支援を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導・支援を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

(ク) 同種事態の発生防止

当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応について、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導・支援を行っているにもかかわらず、その指導・支援により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、日頃から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

(1) 保護者

保護者の集まる学校行事や個別面談において、「県の基本方針」の「IV 家庭の役割」について説明し、協力・連携を依頼する。

また、法第9条1項「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」の周知を図る。

さらに、個別面談、アンケート調査等を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握する等密接に連絡を取り合い、いじめが起こった場合、速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(2) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて協力を得ながら対応する。

(3) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

(4) その他

ア 学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や生徒が在籍する学校と連携して対応する。

イ いじめに関係する生徒が複数の学校等に及ぶ場合、関係する学校等と連携していじめの問題に対応する。

5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と対応力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

(1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得と向上を図る。

(2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめ対応への実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

(3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、以下の(1)～(5)の5項目に関しての評価規準を本校の学校評価項目に加え、適正に本校のいじめ問題対応の取組を評価する。

(1) 未然防止の評価規準

- ア 生徒の自己指導能力を高めることができた。
- イ 生徒の自己有用感を高めることができた。
- ウ 生徒の規範意識を高めることができた。
- エ 生徒が教職員と相談しやすい関係を構築できた。
- オ 情報モラル教育を推進できた。

(2) 早期発見の評価規準

- ア いじめの早期発見に努めることができた。
- イ 保護者から学校へ相談できる関係が構築できた。
- ウ 複数の相談窓口を生徒や保護者へ周知できた。

(3) 早期解消の評価規準

- ア 被害者の心のケアができた。
- イ 適切にいじめの事実を確認できた。
- ウ 加害者に対しては、いじめをやめさせることができた。
- エ 重大事態があった場合、重大事態の調査をし、県教育委員会を通じて知事へ報告できた。
- オ インターネットを通じて行われるいじめの対応ができた。

(4) 関係機関との連携の評価規準

- ア 保護者と密接に連絡を取り合うことができた。
- イ 地域の協力を得ていじめの対応等ができた。
- ウ 警察、児童相談所等の関係機関に相談できた。
- エ 学校以外の場で起きたいじめに適切に対応できた。

(5) 教職員研修の評価規準

- ア 実践的研修を行うことができた。
- イ 事例研究を通して、いじめの対応方法の共通理解を図ることができた。
- ウ インターネット環境等に関する研修を行うことができた。

評価結果を基に、いじめへの取組が計画どおりに遂行されているかどうかの確認をする。また、学校の基本方針等について体系的に見直しを行い、より迅速かつ適切ないじめの防止等の対応について検討する。

必要に応じて次年度の目標設定や年間計画等の修正等を行い、組織的な取組や、地域及び家庭と連携したいじめ問題対策の総合的な改善を図る。

いじめの定義の変遷

【児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義】

【昭和61年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

【平成6年度からの定義】

この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

- 「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除
- 「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加

【平成18年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。（※）

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
- 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【文部科学省ホームページより引用】